

第 1 期アルコール健康障害対策推進基本計画（基本的施策等）の取組状況

1. 教育の振興等

（目標）

飲酒に伴うリスクに関する知識及びアルコール依存症は精神疾患であり、治療により回復するという認識を普及することを目標として以下の施策を実施する。

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|--|
| （1）学校教育等の推進 ①小学校から高等学校における教育 | | |
| ○学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響などを正しく認識させることによって、未成年の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てる。 | 文部科学省 | ○学校における飲酒防止に関する指導は、学習指導要領に基づき、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科を中心に学校の教育活動全体を通じて指導を行っている。 ・小学校、中学校、高等学校に対し、飲酒や喫煙、薬物乱用が健康に与える影響等、様々な健康課題について総合的に解説した啓発教材を電子媒体により配布し、活用を促した。 ・喫煙・飲酒を含む薬物乱用防止教育等の充実を図るため、効果的な指導方法や内容の検討・実施を行う都道府県の取組に対する支援を行った。 |
| ○学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身に及ぼす影響等について、周知する。 | 文部科学省 | ○飲酒防止教育を含む学校保健の充実に資するため、教職員や教育委員会関係者を対象とした研修会等において周知を図るとともに、教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健・安全研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」を開催し、飲酒防止教育に関する研究協議を行った。 |
| （1）学校教育等の推進 ②大学等に対する周知 | | |
| ○大学等の学生担当の教職員が集まる会議等の場において、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、未成年者の飲酒防止等についての、各大学等の取組を促すため、必要な周知を行う。 | 文部科学省 | ○大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議で説明を行ったほか、すべての大学、短期大学、高等専門学校に対し、学生の飲酒と事故の防止に係る啓発及び指導の徹底について文書で依頼するなど様々な機会を通じて、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、未成年者の飲酒防止等についての、各大学等の取組を促すため、必要な周知を実施した。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|--|
| (1) 学校教育等の推進 ③医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育 | | |
| ○大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関する教育などについて、各大学に周知する。 | 文部科学省 | ○医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本計画や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知・要請を行っており、2020年度も引き続き実施する。 |
| ○その他の関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、周知する。 | 文部科学省 | ○看護分野においては、看護学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本計画や平成29年度に策定・公表した看護学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知・要請を行っており、2020年度も引き続き実施する。 |
| (1) 学校教育等の推進 ④自動車教習所における周知 | | |
| ○飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。 | 警察庁 | 「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（平成31年4月8日付け警察庁丙運発第14号）を発出し、同通達中の学科教習の標準で、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教習項目「運転者の心得」の教習内容に「酒気帯び運転の禁止」 ・ 教習項目「人間の能力と運転」の教習内容に「飲酒が及ぼす影響等」 を必修事項として示し、その履行について自動車教習所を指導した。 （最終年度（2020年度）までに実施予定の施策） 自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。 |
| (2) 家庭に対する啓発の推進 | | |
| ○家庭における未成年者の飲酒を防止するために家庭における教育に資するよう、保護者向けの啓発資料を作成し、教育委員会等を通じて周知を図り、未成年の飲酒に伴うリスクを保護者に伝える。 | 厚生労働省 | ○家庭における未成年者の飲酒を防止するために家庭における教育に資するよう、保護者向けの啓発資料の作成を検討することとしている。 |
| | 文部科学省 | ○作成予定の啓発資料については、教育委員会等を通じて周知を図ることとしている。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|--------------|---|
| (3) 職場教育の推進 | | |
| <p>○交通労働災害の防止の観点から講習等の機会を活用し、飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促す。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○様々な業種の事業者を対象として、都道府県労働局、労働基準監督署において、集団指導や講演等の機会を活用し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に示す飲酒による運転への影響等を含む安全衛生教育の実施について、周知、指導を行い、飲酒に伴うリスクの普及が図られた。</p> |
| <p>○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。</p> | <p>国土交通省</p> | <p>○事業用自動車において、酒気を帯びての乗務を禁ずるとともに、自動車運送事業者が運転者に対して、飲酒運転の禁止等の遵守すべき事項を指導・監督するよう法令で規定している。</p> <p>また、飲酒運転に係る警察からの通報や報道等があった場合には、適宜通達の発出、事業者に対する監査及び違反内容に応じた行政処分等を実施している。</p> <p>さらに、全国で開催される自動車運送事業者を対象とした自動車事故防止セミナーや各種講習会等において、国土交通省の担当官により、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知を行った。</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|--|
| (4) 広報・啓発の推進 ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進 | | |
| <p>○アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲酒すべきではない者、特有の影響に留意すべき者など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図る。</p> | 厚生労働省 | <p>○毎年度、アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省主催、都道府県共催（のべ23自治体）でのアルコール関連問題啓発フォーラムを開催。 ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布。 <p>○平成28年度より、アルコールをはじめとする依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」を展開し以下の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域においてオープンスペース等での普及啓発イベントを開催（東京、大阪、愛知、仙台、福岡） ・ホームページやツイッターを活用した情報提供 ・依存症を理解するためのマンガや動画の作成、HPでの情報提供 <p>○平成29年度より、依存症対策全国センターHPにおいて、依存症についての理解を深めるための情報を提供</p> |
| | 警察庁 | <p>○「未成年者飲酒防止強調月間」（4月）、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「子供・若者支援育成強調月間」（11月）に合わせて、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施した。</p> |
| | 国税庁 | <p>○未成年者飲酒防止強調月間にあわせて広報ポスターを作成し、関係省庁及び各業界団体と協力し酒販店の店頭のほか、学校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなど広報・啓発活動を実施した。</p> <p>○酒類業団体が主催する各種啓発活動について、国税庁及び関係省庁がその活動を後援するなど協力して取り組んだ。</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|--------------|---|
| <p>○飲酒に伴うリスクに関する指標等を、飲酒すべきではない者、女性や高齢者などの対象者による相違の観点も含めて整理し、その他のアルコール関連問題に関する正しい知識も集約した、分かりやすい啓発資材を作成し、周知を図る。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○高齢者、若者、女性などのライフサイクルに応じた飲酒と健康との関係のほか、アルコールによる健康障害、アルコールと社会問題などについて、生活習慣予防のためのサイトe-ヘルスネットにおいて周知を図ってきた。</p> |
| | | <p>○厚生労働省のアルコール健康障害対策のページにおいて、「若者の飲酒と健康」、「女性の飲酒と健康」について情報発信を実施。</p> <p>○アルコール健康障害対策週間や「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」において啓発を実施。</p> |
| <p>○生活習慣病や睡眠に及ぼす飲酒の影響やその他のアルコール関連問題に関する情報をホームページ等の周知ツールを用いて、職域・地域を含む社会全体に対し周知を図る。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○厚生労働省のアルコール健康障害対策のホームページにおいて、「アルコールとメタボリックシンドローム」、「飲酒と事故」などについてのアルコール関連問題に関する情報提供を行った。</p> <p>○アルコール関連問題啓発週間や、「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」を通して、アルコール関連問題に関する普及啓発を実施した。</p> |
| | | <p>○生活習慣病や睡眠に及ぼす飲酒の影響や、アルコールによる健康障害、アルコールと社会問題などについて、生活習慣予防のためのサイトe-ヘルスネットにおいて周知を図ってきた。</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|-------|---|
| 4) 広報・啓発の推進 ②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進 | | |
| <p>○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について、以下の2点に重点を置いた啓発を実施する。</p> <p>(i) アルコール依存症は、飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患であること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること</p> <p>(ii) アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気付くことができるような、アルコール依存症の初期症状等の情報</p> <p>※ 啓発に際しては、多量の飲酒など不適切な飲酒習慣を持つ者が、その飲酒習慣を改める機会となることも視野にいれるとともに、自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。</p> | 厚生労働省 | <p>○毎年度、アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省主催、都道府県共催（のべ23自治体）でのアルコール関連問題啓発フォーラムを開催。 ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布。 <p>○平成29年度より、アルコールをはじめとする依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」を展開し以下の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域においてオープンスペース等での普及啓発イベントを開催（東京、大阪、愛知、仙台、福岡） ・ホームページやツイッターを活用した情報提供 ・依存症を理解するためのマンガや動画の作成、HPでの情報提供 <p>○平成29年度より、依存症対策全国センターHPにおいて、依存症についての理解を深めるための情報を提供</p> <p>○啓発に際しては、アルコール依存症の当事者による体験談や自助グループの講演などを積極的に取り込んだ。</p> <p>○都道府県において、依存症対策総合支援事業等を活用し、啓発のためのパンフレット、ポスター等を作成、配布</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|-------|---|
| (4) 広報・啓発の推進 ③地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組 | | |
| ○未成年者や妊産婦の飲酒を防止するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が未成年者や胎児・乳児へ及ぼす影響に関する正しい知識の普及に取り組む。 | 警察庁 | ○「未成年者飲酒防止強調月間」（4月）、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「子供・若者支援育成強調月間」（11月）に合わせて、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施した。 |
| | 国税庁 | ○未成年者飲酒防止強調月間にあわせて広報ポスターを作成し、関係省庁及び各業界団体と協力し酒販店の店頭のほか、学校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなど広報・啓発活動を実施した。 ○酒類業団体が主催する各種啓発活動について、国税庁及び関係省庁がその活動を後援するなど協力して取り組んだ。 |
| | 文部科学省 | ○厚生労働省と共催で、依存症の理解を深めるためのシンポジウムを開催するとともに、各地域において依存症予防教室を開催した。 |
| | 厚生労働省 | ○21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンとして平成27年度から開始した「健やか親子21（第2次）」は、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画であり、十代や妊産婦の飲酒率減少についても普及啓発を行っている。 ○胎児性アルコール症候群をはじめとしたアルコールによる健康障害、アルコールと社会問題などについて、e-ヘルスネットにおいて周知を図ってきた。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|--------------|--|
| <p>○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等の正しい知識の普及に取り組む。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○毎年度、アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省主催、都道府県共催（のべ23自治体）でのアルコール関連問題啓発フォーラムを開催。 ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布。 <p>○厚生労働省のアルコール健康障害対策のページにおいて、「アルコールの運転技能への影響」、「アルコールと認知症」について情報発信を実施。</p> <p>○関係団体等との連携により、飲酒運転防止インストラクター養成講座を実施。</p> <p>○アルコールによる健康障害、アルコールと社会問題などについて、生活習慣予防のための健康情報サイトe-ヘルスネットにおいて周知を図ってきた。</p> |

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

(目標)

国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標として以下の施策を実施する。

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|------------|---|
| (1) 広告 | | |
| <p>○酒類業界は、未成年者や妊産婦などの、飲酒すべきではない者の飲酒の誘引防止及びアルコール依存症の当事者への配慮の観点から、不適切な飲酒を誘引することのないよう広告・宣伝に関する自主基準を改正し、テレビ広告における起用人物の年齢の引上げ及び飲酒の際の効果音・描写方法の見直しを行う。</p> | <p>国税庁</p> | <p>○酒類業界において、自主基準の見直しを検討し、テレビ広告における起用人物の年齢引上げ（20歳以上→25歳以上）、飲酒の際の喉元アップの描写や効果音の禁止等の自主基準の改正を行った。</p> |
| (2) 表示 | | |
| <p>○酒類業界は、未成年者の飲酒防止の観点から、酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を誘引することのないよう、低アルコール飲料の酒類の容器に表示している「酒マーク」の認知向上策等について検討する。</p> | <p>国税庁</p> | <p>○酒類業界において、酒マークの認知向上策を検討するにあたり、酒マークの認知度アンケート調査を実施し、実態把握と課題の抽出を行った。</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|------------|--|
| (3) 販売 | | |
| <p>○酒類業者に対し、未成年者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を強く促す。</p> <p>なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。</p> | <p>国税庁</p> | <p>○未成年者飲酒防止など酒類の適正な販売管理等を図るため酒税法等を一部改正し、酒類販売場ごとに選任する酒類販売管理者等に対する酒類販売管理研修の受講及び定期受講（3年毎）を義務化した。</p> <p>○酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため「酒類の公正な取引に関する基準（国税庁告示）」を制定し、その周知・啓発に努めるとともに総販売原価割れ販売等の取引を行った酒類業者に対し指示・指導等を行った。</p> |
| <p>○酒類を販売又は供与する営業者による未成年者への酒類販売・供与について、指導・取締りの強化を図る。</p> | <p>警察庁</p> | <p>○違法行為については、行政処分等の取締りを実施した。</p> <p>○平成31年3月、「少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について（通達）」を発出し、各都道府県警察に対し、酒類を取扱う営業者に対する、指導・要請等の強化を指示した。</p> |
| (4) 提供 | | |
| <p>○風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の禁止の周知を徹底する。</p> | <p>警察庁</p> | <p>○各都道府県警察において、管理者講習等を通じて営業者等に対する周知を徹底した。</p> |
| <p>○風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供について、指導・取締りの強化を図る。</p> | <p>警察庁</p> | <p>○違法行為については、行政処分等の取締りを実施した。</p> |
| (5) 少年補導の強化 | | |
| <p>○酒類を飲用等した少年の補導の強化を図る。</p> | <p>警察庁</p> | <p>○飲酒による補導を推進するとともに、保護者連絡を徹底し、以後の飲酒防止を図っている。</p> |

3. 健康診断及び保健指導

(目標)

地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備を目標として、以下の施策を実施する。

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|---|
| (1) アルコール健康障害に関する調査研究 | | |
| ○飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の分析研究を行う。 | 厚生労働省 | ○厚生労働科学研究「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究(研究期間2017年度-2019年度)」において、飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の分析研究を行っている。 |
| ○アルコール健康障害を予防するための早期介入の手法（危険な飲酒や有害な飲酒への有効性が国際的に示されている介入手法であるブリーフインターベンションの効果検証を含む。）について、また、保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づくブリーフインターベンションがどの程度行われているのか、調査研究を行う。 | 厚生労働省 | ○厚生労働科学研究「地域におけるアルコール対策に関する観察・介入研究（研究期間2014年度-2016年度）」において、アルコール健康障害を予防するための早期介入の手法について、調査研究を行い、厚生労働科学研究成果データベースにおいて研究成果を公表する。 ○厚生労働科学研究「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づくブリーフインターベンションがどの程度行われているのか、調査研究を行っている。 |
| | 厚生労働省 | ○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、医療機関におけるアルコール問題の実態把握及び簡易介入（SBI）の効果検証を行っている。 ○令和元年度障害者総合福祉推進事業「第1期アルコール健康障害対策推進基本計画における対策の取組状況および効果検証に関する研究」において、一般医療機関でのSBIRTSの実施状況、課題等についてアンケート調査を行うこととしている。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|-------|--|
| (2) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進 | | |
| <p>○「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】（平成25年4月）」においては、アルコール使用障害スクリーニングの結果、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげることが推奨されているため、その周知を図る。</p> | 厚生労働省 | <p>○「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】（平成25年4月）」に基づき、アルコール使用障害スクリーニングの結果、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげるについて、保健師中央会議や生活習慣病対策研修等の企画を活用して周知を図ってきた。</p> |
| <p>○アルコール依存症が疑われる者に対しては、精神保健福祉センターや保健所から適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行う。</p> | 厚生労働省 | <p>○依存症対策総合支援事業を活用し、地域で依存症に対応できる専門医療機関の整備、関係機関の連携を促進するための会議の開催等の支援を行った。</p> <p>○「受診後の患者支援に係るモデル事業」を実施し、自助グループ等の民間支援団体と連携した依存症患者に対する効果的な支援のあり方について知見の集積を図った。</p> |
| <p>○地方公共団体等において、アルコール健康障害対策担当者へ、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。</p> | 厚生労働省 | <p>○たばこ・アルコール対策担当者講習会を開催し、自治体のアルコール健康障害対策担当者に対してアルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等について講習を実施してきた(例年5月頃に実施)。</p> <p>○依存症対策総合支援事業を活用し、地域の治療拠点機関や精神保健福祉センター等が中心となって、地域の担当者に対しての研修等を行った。</p> |
| <p>○アルコール健康障害への早期介入の取組として、地域モデルの確立に向けた調査研究や人材育成を行う。</p> | 厚生労働省 | <p>○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、簡易介入を用いた早期介入地域モデルの作成等のための研究を行っている。</p> <p>○アルコール健康障害の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）や地域の依存症治療拠点機関において、依存症の相談・治療等に係る指導者養成を図った。</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|--------------|---|
| (3) 職域における対応の促進 | | |
| <p>○医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。アルコール健康問題に関する産業保健スタッフへの研修の充実を図る。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○産業保健活動総合支援事業において、講習内容の一部にアルコール健康障害についても取り上げ、企業の産業保健スタッフに対する研修の充実を図った。</p> |

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

(目標)

アルコール依存症の当事者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関の機能を明確化し、地域において必要な専門医療機関の整備、医療連携が推進できる基盤の構築を目標として、以下の施策を実施する。

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|---|
| (1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上 | | |
| ○早期発見、早期介入のための専門的な医療従事者向け研修プログラムを開発し、人材育成に努める。 | 厚生労働省 | ○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、効果的な早期介入研修プログラム開発に関する研究を行っている。 ○アルコール健康障害の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）や地域の依存症治療拠点機関において、依存症の相談・治療等に係る指導者養成を図った。 |
| ○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、内科、救急等の一般医療及び専門医療の医療従事者に対して行うなど、医療関係者の技術の向上に取り組む。 | 厚生労働省 | ○アルコール健康障害対策の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、依存症の治療等に係る指導者養成事業として、「依存症治療指導者養成研修」を実施した。 ○依存症対策総合支援事業を活用し、各地域の治療拠点機関等が中心となって、依存症医療研修（精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象）や潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施した。 |
| ○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、治療やリハビリテーションに関わる医療従事者の人材育成を図る。 | 厚生労働省 | ○厚生労働科学研究「アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究（2014～2016年度）」を実施し、「新アルコール・薬物使用障害の診断治療ガイドライン」を作成した。 ○アルコール健康障害対策の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、依存症の治療等に係る指導者養成事業として、「依存症治療指導者養成研修」を実施した。 ○依存症対策総合支援事業を活用し、各地域の治療拠点機関等が中心となって、依存症医療研修（精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象）、等を実施した。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|--|
| ○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への診療能力を持った医師の育成を図る。 | 厚生労働省 | ○見直し前の臨床研修の到達目標において、経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が位置づけられており、アルコール依存症の初期診療ができる医師の育成を図った。 ○令和2年度から開始される、見直し後の臨床研修の到達目標、方略及び評価の中でも、経験すべき疾患・病態として、依存症（ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博）を位置づけ、アルコール依存症を含めた依存症の初期診療能力を持った医師の育成を図る。 |
| ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を整備する。 | 厚生労働省 | ○都道府県等にアルコール依存症に対応できる依存症治療拠点機関の設置の推進を図った。令和元年8月末時点で18都道府県で設置したところ。 |
| ○アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材育成の全国的な中心となる拠点医療機関を定める。 | 厚生労働省 | ○平成29年度にアルコール健康障害に係る全国拠点機関として、「（独）国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、依存症医療等に対応できる人材育成や調査研究事業等を実施している。 |
| （2）医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携） | | |
| ○依存症治療拠点機関設置運営事業における依存症治療拠点機関を中心に、一般医療との連携モデル創設に取り組む。 | 厚生労働省 | ○平成26年度に実施した依存症治療拠点機関設置運営事業において、「依存症治療拠点機関」を設置をによる依存症対策におけるモデル的な医療提供体制の構築を実施した。平成29年度より、都道府県・指定都市において「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関」の設置の推進を図っている。 |
| ○連携モデルを踏まえ、依存症の専門医療機関の実態把握及び求められる機能についての調査研究を行い、集積した知見を基に、地域において必要な専門医療機関を充実させる。 | 厚生労働省 | ○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、簡易介入（SBIRT）を用いた一般医療と専門医療の連携モデルを作成し、その効果を検証することとしている。 |
| ○地域において、専門医療機関を中心として、アルコール健康障害を有している者が受診していることが多いと考えられる一般医療機関やアルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携を強化する。 | 厚生労働省 | ○依存症対策総合支援事業において、アルコール依存症専門医療機関等を中心とした地域の連携会議の開催を推進するとともに、各地域において依存症治療を専門としない医療機関や内科診療所、救急医療機関等を含めた医療機関に従事する者を対象とした研修の実施の促進を図った。 |

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

(目標)

飲酒運転等をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築することを目標と

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|-------|---|
| (1) 飲酒運転をした者に対する指導等 | | |
| <p>○飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該飲酒運転をした者を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。</p> <p>飲酒運転をした者の家族については、その求めに応じ同様の取組を推進する。</p> | 警察庁 | <p>○アルコール依存症等の健康障害に関するパンフレットや、アルコール健康障害に関する地域の関係機関・自助グループのパンフレット等を警察署等の窓口に配置するなど、飲酒運転等のアルコール関連問題の当事者やその家族等がそれらの情報を容易に知り得るために望ましい配慮事項についての執務資料を警察庁から各都道府県警察宛てに提供し、地域の実情や必要に応じ、適切な支援につなぐ取組を推進した。</p> |
| | 厚生労働省 | <p>○依存症対策総合支援事業において、以下の取り組みを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における依存症に関する情報や課題の共有するため、定期的に行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議の開催。 ・専門医療機関等において、専門職員を配置し、民間支援団体と連携した依存症患者に対する効果的な支援の在り方を検討するためのモデル事業の実施 <p>○ 依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体の活動や、全国規模で活動する民間団体の活動の支援を実施した。</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|------|--|
| <p>○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けに行くきっかけとなるよう更なる取組を行う。</p> | 警察庁 | <p>○飲酒運転違反者に対する停止処分者講習（飲酒学級）及び飲酒取消講習において、アルコールスクリーニングテストやブリーフ・インターベンションなどを実施し、飲酒行動改善を促した。</p> <p>○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けに行くきっかけとなるよう取り組んだ。</p> <p>○最終年度（2020年度）までに実施予定の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転違反者に対し、飲酒行動改善のための講習を実施する。 ・飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けに行くきっかけとなるよう取り組む。 |
| <p>○飲酒運転事犯者に対しては、刑務所や保護観察所における指導等を行う際に、社会内での相談機関の紹介や自助グループ等の支援活動、医療機関等の専門治療につなげる取組を推進する。</p> | 法務省 | <p>○刑事施設においてはアルコール依存回復プログラム等を使用して飲酒運転事犯者等に指導を行っているところ、同プログラムに社会内での相談機関の紹介、自助グループの活動内容及び参加することの利点等についての単元を設けて指導を行っている。また、民間自助グループ等のスタッフを講師として招へいし、同プログラムにおけるグループワークを実施した。</p> <p>○保護観察所においては飲酒運転事犯者に対し、飲酒運転防止プログラムを実施しているところ、アルコール問題の相談や治療を行う機関・団体等を紹介する単元設けて指導を行った。</p> |
| <p>○飲酒運転事犯者に対するアルコール依存回復プログラム等の効果検証を行う。</p> | 法務省 | <p>○刑事施設において平成26年4月から平成29年3月までの間にアルコール依存回復プログラムを受講した受刑者を対象に、同プログラムの効果検証を行った。その結果、望ましい変化が見られており、同プログラムが有用であることが示された。</p> |
| <p>○飲酒運転をした者について、年齢層や要因・背景等の分析を行う。</p> | 警察庁 | <p>○飲酒死亡事故の発生時間帯、事故類型及び事故当事者（飲酒運転をした者）の年齢層、飲酒状況等について分析、公表し、広報啓発、指導取締りを推進した。</p> <p>[参考：飲酒運転による交通事故件数（うち死亡事故件数）]</p> <p>【H28】 3,757件（213件） 【H29】 3,582件（204件） 【H30】 3,355件（198件）</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|--|
| ○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。 | 厚生労働省 | ○令和元年度障害者総合福祉推進事業「第1期アルコール健康障害対策推進基本計画における対策の取組状況および効果検証に関する研究」において、都道府県における飲酒運転後の受診義務条例の取り組みと効果検証等を行うこととしている。 |
| (2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等 | | |
| ○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等の問題を起こした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該暴力・虐待等の問題を起こした者又はその家族を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につながるための取組を推進する。 | 警察庁 | ○警察庁から各都道府県警察宛て事務連絡を発出し、関係者にアルコール健康障害が疑われる恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案については、あらかじめ具体的な連携の窓口や連携方策について協議の上、地域の実情又は必要に応じて、警察本部又は警察署と各地域の精神保健センター、保健所等と連携して取り扱うよう指導しているほか、警察において酩酊者を保護した場合に、酩酊者規制法第7条に該当する場合は保健所に通報するよう指導している。なお、酩酊者を保護し通報した数は平成28年以降600件前後で推移しており、平成30年中は608件であった。 |
| | 厚生労働省 | ○依存症対策総合支援事業において以下の取組を推進した。 ・地域における依存症に関する情報や課題の共有するため、定期的に行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議の開催。 ・専門医療機関等において、専門職員を配置し、民間支援団体と連携した依存症患者に対する効果的な支援の在り方を検討するためのモデル事業の実施 |
| ○アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、自殺総合対策大綱（平成24年8月28日閣議決定）に基づき、その背景にある社会的・経済的要因の視点も踏まえつつ、アルコール問題に関する関係機関等とも連携し、啓発、相談窓口の整備、人材養成、自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の自殺対策を推進する。 | 厚生労働省 | ○自殺総合対策大綱を踏まえ、アルコール健康障害対策基本法等の関係法令に基づき、調査研究の推進、体制の整備等を行い、またアルコール関連問題啓発週間において、フォーラムの開催等、自殺等の問題を含むアルコール関連問題についての啓発を実施 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|--------------|--|
| <p>○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。 【厚生労働省〈障害保健福祉部〉】</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会等の事例検討で不適切な飲酒の有無やアルコール依存症についても検討する取組等について、都道府県・指定都市アルコール健康障害対策担当者会議（平成30年度）で周知した。</p> <p>○令和元年度障害者総合福祉推進事業「第1期アルコール健康障害対策推進基本計画における対策の取組状況および効果検証に関する研究」において、都道府県における飲酒運転後の受診義務条例の取り組みと効果検証等を行うこととしている。</p> |

6. 相談支援等

(目標)

相談から治療、回復支援に関係する機関の情報共有と連携の促進を図ることにより、地域において、アルコール健康障害を有している者とその家族が適切な支援を受けられる体制を構築することを目標として以下の施策を実施する。

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|--------------|---|
| 地域における相談支援体制 | | |
| <p>○都道府県等において、アルコール関連問題の相談支援を行うに当たっては、地域の实情に応じ、精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談の拠点を明確化し、地域で相談できる窓口についても広く周知を行う。その上で、地域における医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる連携体制を構築する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>(周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「依存症対策総合支援事業」により、アルコール健康障害に関する相談拠点の設置を推進した。令和元年8月末時点で37都道府県に設置。 ○依存症対策全国センターにおいて、ホームページで全国の相談拠点の場所や相談内容についてマップ等を活用した情報提供を実施。 ○アルコール健康障害対策週間や「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」、「依存症を理解するためのリーフレット」を通して、精神保健福祉センター等への相談拠点の情報や相談することの重要性を周知した。 ○都道府県において、「依存症対策総合支援事業」等の活用により、依存症に関する普及啓発活動の中で、相談窓口の周知を行った。 <p>(連携体制支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「依存症対策総合支援事業」により、アルコール健康障害に係る関係機関の連携の場の設置を推進した。 ○各都道府県において、「アルコール健康障害に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、断酒会他地域でアルコール健康障害問題に取り組む民間団体の活動を支援した。 ○各都道府県において、「依存症対策総合支援事業」により、精神保健福祉センター等において、依存症者の家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの提供や家族会の開催等を実施した。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|--------------|---|
| <p>○精神保健福祉センターにおいて、保健所及び関係機関に対し、従事者の研修、実地指導を行うことにより、相談支援を行う者の人材育成を図る。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」を活用し、全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する職員を対象とした研修を実施した。</p> <p>○「依存症対策総合支援事業」により、地域の治療拠点機関等が中心となり、依存症相談拠点の設置や相談支援に関わる人材を養成するための研修を実施した。</p> <p>○精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を実施した。</p> |

7. 社会復帰の支援

(目標)

アルコール依存症が回復する病気であること等のアルコール依存症者に対する理解を進め、就労や復職における必要な支援を行うこととともに、地域における自助グループや回復施設と情報共有や必要な連携を行うことで円滑な社会復帰を促進することを目標として以下の施策を実施する。

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|--------------|--|
| (1) 就労及び復職の支援 | | |
| <p>○アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○毎年度、アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省主催、都道府県共催（のべ23自治体）でのアルコール関連問題啓発フォーラムを開催。 ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布。 <p>○平成28年度より、アルコールをはじめとする依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」を展開し以下の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域においてオープンスペース等での普及啓発イベントを開催（東京、大阪、愛知、仙台、福岡） ・ホームページやツイッターを活用した情報提供 ・依存症を理解するためのマンガや動画の作成、HPでの情報提供 <p>○平成29年度より、依存症対策全国センターHPにおいて、依存症についての理解を深めるための情報を提供</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|---|
| <p>○アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促す。</p> | 厚生労働省 | <p>○企業や医療機関等に対して「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発を実施し、両立支援に取り組む事業所の割合が平成27年45.3%から平成30年55.8%に増加した。</p> |
| | 厚生労働省 | <p>○ハローワークに配置している精神障害者雇用トータルサポーターが、事業主に対し、アルコール依存症を含む精神障害者の採用及び定着のための課題解決支援を実施するとともに、広く一般労働者を対象とし、精神障害及び発達障害の特性を正しく理解し、職場でこれら障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成するための講座を実施した。</p> <p>○地域障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が各都道府県に設置）でのアルコール依存症の回復者を含む精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）において、休職者本人、事業主、主治医の3者の合意のもと、職場の受入体制の整備に関する助言等を行い、休職者の円滑な職場復帰を支援した。</p> |
| (2) アルコール依存症からの回復支援 | | |
| <p>○精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復施設を活用する。また、アルコール依存症者の回復支援に当たっては、女性や高齢者の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。</p> | 厚生労働省 | <p>○ 依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体や、全国規模で活動する民間団体の活動の支援を実施している。</p> <p>○ 依存症対策総合支援事業において、専門医療機関等において、専門職員を配置し、民間支援団体と連携した依存症患者に対する効果的な支援の在り方を検討するためのモデル事業を実施している。（女性や高齢者の問題に配慮した対応が必要であることを周知）</p> <p>○民間団体においては、女性のためのミーティングや昼間の時間のミーティング活動の機会を設けるなどの取り組みを実施している。</p> |

8. 民間団体の活動に対する支援

(目標)

国、地方公共団体において、自助グループや民間団体との連携を推進することを目標として、以下の施策を実施する。

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|-------|--|
| (1) 就労及び復職の支援 | | |
| ○精神保健福祉センター・保健所・市町村において、自助グループの活動に対する必要な支援を推進する。 | 厚生労働省 | ○ 地域生活支援事業を活用し、地域で依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に取り組む民間団体等に対して、ミーティング活動への会場提供、リーフレット作成経費などの支援を行っている。 |
| ○精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、自助グループを地域の社会資源として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を提供していく。 | 厚生労働省 | ○平成29年度より、依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体の活動を支援、平成30年度より、全国規模で活動する民間団体の活動の支援を実施している。 ○ 依存症対策総合支援事業において、平成30年度より、専門医療機関等において、専門職員を配置し、民間支援団体と連携した依存症患者に対する効果的な支援の在り方を検討するためのモデル事業を実施している。 |
| ○自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割等を啓発する。 | 厚生労働省 | ○アルコール関連問題啓発週間における厚生労働省主催、都道府県共催（のべ23自治体）でのアルコール関連問題啓発フォーラムや、依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」において、アルコール依存症の当事者による体験談や自助グループの講演などを積極的に取り込んだ。 ○自助グループの役割等について、依存症を理解するためのマンガ、動画を通して情報提供を行った。 ○関係省庁・関係機関や民間団体の協力を得ながら、依存症の正しい理解のための普及啓発リーフレットを作成し、相談先として保健所や精神福祉センター、民間団体（自助グループ、支援団体）の連絡先を記載し、関係府省庁や都道府県等に対して周知を図った。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|--------------|---|
| <p>○アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、より効果的な取組を推進するため、民間団体との連携を進める。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○アルコール関連問題啓発週間における厚生労働省主催、都道府県共催（のべ23自治体）でのアルコール関連問題啓発フォーラムや、依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」において、民間団体を積極的に活用し、講演内容や情報提供の充実を図った。</p> |

9. 人材の確保等

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|--|
| 1. 教育の振興等 | | |
| (1) 学校教育等の推進 | | |
| ○学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身に及ぼす影響等について、周知する。 | 文部科学省 | ○飲酒防止教育を含む学校保健の充実に資するため、教職員や教育委員会関係者を対象とした研修会等において周知を図るとともに、教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健・安全研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」を開催し、飲酒防止教育に関する研究協議を行った。 |
| ○大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関する教育などについて、各大学に周知する。 | 文部科学省 | ○医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本計画や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知・要請を行っており、2020年度も引き続き実施する。 |
| ○その他の関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、周知する。 | 文部科学省 | ○看護分野においては、看護学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本計画や平成29年度に策定・公表した看護学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知・要請を行っており、2020年度も引き続き実施する。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|--------------|--|
| 2. 不適切な飲酒の誘因の防止 | | |
| (3) 販売 | | |
| <p>○酒類業者に対し、未成年者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を強く促す。</p> <p>なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。</p> | <p>国税庁</p> | <p>○未成年者飲酒防止など酒類の適正な販売管理等を図るため酒税法等を一部改正し、酒類販売場ごとに選任する酒類販売管理者等に対する酒類販売管理研修の受講及び定期受講（3年毎）を義務化した。</p> <p>○酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため「酒類の公正な取引に関する基準（国税庁告示）」を制定し、その周知・啓発に努めるとともに総販売原価割れ販売等の取引を行った酒類業者に対し指示・指導等を行った。</p> |
| (4) 提供 | | |
| <p>○風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の禁止の周知を徹底する。</p> | <p>警察庁</p> | <p>○各都道府県警察において、管理者講習等を通じて営業者等に対する周知を徹底した。</p> |
| 3. 健康診断及び保健指導 | | |
| (2) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進 | | |
| <p>○地方公共団体等において、アルコール健康障害対策担当者へ、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○たばこ・アルコール対策担当者講習会を開催し、自治体のアルコール健康障害対策担当者に対してアルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等について講習を実施してきた(例年5月頃に実施)。</p> <p>○依存症対策総合支援事業を活用し、地域の治療拠点機関や精神保健福祉センター等が中心となって、地域の担当者に対しての研修等を行った。</p> |
| <p>○アルコール健康障害への早期介入の取組として、地域モデルの確立に向けた調査研究や人材育成を行う。</p> | <p>厚生労働省</p> | <p>○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、簡易介入を用いた早期介入地域モデルの作成等のための研究を行っている。</p> <p>○アルコール健康障害の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）や地域の依存症治療拠点機関において、依存症の相談・治療等に係る指導者養成を図った。</p> |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|---|
| (3) 職域における対応の促進 | | |
| ○アルコール健康問題に関する産業保健スタッフへの研修の充実を図る。 | 厚生労働省 | ○産業保健活動総合支援事業において、講習内容の一部にアルコール健康障害についても取り上げ、企業の産業保健スタッフに対する研修の充実を図った。 |
| 4. アルコール健康障害に係る医療の充実等 | | |
| (1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上 | | |
| ○早期発見、早期介入のための専門的な医療従事者向け研修プログラムを開発し、人材育成に努める。 | 厚生労働省 | ○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、効果的な早期介入研修プログラム開発に関する研究を行っている。 ○アルコール健康障害の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）や地域の依存症治療拠点機関において、依存症の相談・治療等に係る指導者養成を図った。 |
| ○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、内科、救急等の一般医療及び専門医療の医療従事者に対して行うなど、医療関係者の技術の向上に取り組む。 | 厚生労働省 | ○アルコール健康障害対策の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、依存症の治療等に係る指導者養成事業として、「依存症治療指導者養成研修」を実施した。 ○依存症対策総合支援事業を活用し、各地域の治療拠点機関等が中心となって、依存症医療研修（精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象）や潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施した。 |
| ○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、治療やリハビリテーションに関わる医療従事者の人材育成を図る。 | 厚生労働省 | ○厚生労働科学研究「アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究（2014～2016年度）」を実施し、「新アルコール・薬物使用障害の診断治療ガイドライン」を作成した。 ○アルコール健康障害対策の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、依存症の治療等に係る指導者養成事業として、「依存症治療指導者養成研修」を実施した。 ○依存症対策総合支援事業を活用し、各地域の治療拠点機関等が中心となって、依存症医療研修（精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象）、等を実施した。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|-------|--|
| ○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への診療能力を持った医師の育成を図る。 | 厚生労働省 | ○見直し前の臨床研修の到達目標において、経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が位置づけられており、アルコール依存症の初期診療ができる医師の育成を図った。 ○令和2年度から開始される、見直し後の臨床研修の到達目標、方略及び評価の中でも、経験すべき疾患・病態として、依存症（ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博）を位置づけ、アルコール依存症を含めた依存症の初期診療能力を持った医師の育成を図る。 |
| ○アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材育成の全国的な中心となる拠点医療機関を定める。 | 厚生労働省 | ○平成29年度にアルコール健康障害に係る全国拠点機関として、「（独）国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、依存症医療等に対応できる人材育成や調査研究事業等を実施している。 |
| 6. 相談支援等 | | |
| 地域における相談支援体制 | | |
| ○精神保健福祉センターにおいて、保健所及び関係機関に対し、従事者の研修、実地指導を行うことにより、相談支援を行う者の人材育成を図る。 | 厚生労働省 | ○「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」を活用し、全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する職員を対象とした研修を実施した。 ○「依存症対策総合支援事業」により、地域の治療拠点機関等が中心となり、依存症相談拠点の設置や相談支援に関わる人材を養成するための研修を実施した。 ○精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を実施した。 |
| 7. 社会復帰の支援 | | |
| (2) アルコール依存症からの回復支援 | | |
| ○精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復施設を活用する。また、アルコール依存症者の回復支援に当たっては、女性や高齢者の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。 | 厚生労働省 | ○依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体や、全国規模で活動する民間団体の活動の支援を実施している。 ○依存症対策総合支援事業において、専門医療機関等において、専門職員を配置し、民間支援団体と連携した依存症患者に対する効果的な支援の在り方を検討するためのモデル事業を実施している。（女性や高齢者の問題に配慮した対応が必要であることを周知） ○民間団体においては、女性のみでのミーティングや昼間の時間のミーティング活動の機会を設けるなどの取り組みを実施している。 |

10. 調査研究の推進等

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|---|
| 3. 健康診断及び保健指導 | | |
| (1) アルコール健康障害に関する調査研究 | | |
| ○飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の分析研究を行う。 | 厚生労働省 | ○厚生労働科学研究「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究(研究期間2017年度-2019年度)」において、飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の分析研究を行っている。 |
| ○アルコール健康障害を予防するための早期介入の手法（危険な飲酒や有害な飲酒への有効性が国際的に示されている介入手法であるブリーフインターベンションの効果検証を含む。）について、また、保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づくブリーフインターベンションがどの程度行われているのか、調査研究を行う。 | 厚生労働省 | ○厚生労働科学研究「地域におけるアルコール対策に関する観察・介入研究（研究期間2014年度-2016年度）」において、アルコール健康障害を予防するための早期介入の手法について、調査研究を行い、厚生労働科学研究成果データベースにおいて研究成果を公表する。 ○厚生労働科学研究「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づくブリーフインターベンションがどの程度行われているのか、調査研究を行っている。 |
| | 厚生労働省 | ○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、医療機関におけるアルコール問題の実態把握及び簡易介入（SBI）の効果検証を行っている。 ○令和元年度障害者総合福祉推進事業「第1期アルコール健康障害対策推進基本計画における対策の取組状況および効果検証に関する研究」において、一般医療機関でのSBIRTSの実施状況、課題等についてアンケート調査を行うこととしている。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|---|-------|---|
| (2) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進 | | |
| ○アルコール健康障害への早期介入の取組として、地域モデルの確立に向けた調査研究や人材育成を行う。 | 厚生労働省 | ○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、簡易介入を用いた早期介入地域モデルの作成等のための研究を行っている。 ○アルコール健康障害の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）や地域の依存症治療拠点機関において、依存症の相談・治療等に係る指導者養成を図った。 |
| 4. アルコール健康障害に係る医療の充実等 | | |
| (1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上 | | |
| ○早期発見、早期介入のための専門的な医療従事者向け研修プログラムを開発し、人材育成に努める。 | 厚生労働省 | ○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究（研究期間2017年度-2019年度）」において、効果的な早期介入研修プログラム開発に関する研究を行っている。 ○アルコール健康障害の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）や地域の依存症治療拠点機関において、依存症の相談・治療等に係る指導者養成を図った。 |
| ○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、治療やリハビリテーションに関わる医療従事者の人材育成を図る。 | 厚生労働省 | ○厚生労働科学研究「アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究（2014～2016年度）」を実施し、「新アルコール・薬物使用障害の診断治療ガイドライン」を作成した。 ○アルコール健康障害対策の全国拠点機関（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、依存症の治療等に係る指導者養成事業として、「依存症治療指導者養成研修」を実施した。 ○依存症対策総合支援事業を活用し、各地域の治療拠点機関等が中心となって、依存症医療研修（精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象）、等を実施した。 |
| ○アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材育成の全国的な中心となる拠点医療機関を定める。 | 厚生労働省 | ○平成29年度にアルコール健康障害に係る全国拠点機関として、「（独）国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、依存症医療等に対応できる人材育成や調査研究事業等を実施している。 |

| 基本計画 | 府省庁名 | 取組 |
|--|-------|---|
| (2) 医療連携の推進 (内科、救急等の一般医療と専門医療の連携) | | |
| ○連携モデルを踏まえ、依存症の専門医療機関の実態把握及び求められる機能についての調査研究を行い、集積した知見を基に、地域において必要な専門医療機関を充実させる。 | 厚生労働省 | ○AMED研究「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究 (研究期間2017年度-2019年度)」において、簡易介入 (SBIRT) を用いた一般医療と専門医療の連携モデルを作成し、その効果を検証することとしている。 |
| 5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等 | | |
| (1) 飲酒運転をした者に対する指導等 | | |
| ○飲酒運転事犯者に対するアルコール依存回復プログラム等の効果検証を行う。 | 法務省 | ○刑事施設において平成26年4月から平成29年3月までの間にアルコール依存回復プログラムを受講した受刑者を対象に、同プログラムの効果検証を行った。その結果、望ましい変化が見られており、同プログラムが有用であることが示された。 |
| ○飲酒運転をした者について、年齢層や要因・背景等の分析を行う。 | 警察庁 | ○飲酒死亡事故の発生時間帯、事故類型及び事故当事者 (飲酒運転をした者) の年齢層、飲酒状況等について分析、公表し、広報啓発、指導取締りを推進した。 [参考: 飲酒運転による交通事故件数 (うち死亡事故件数)] 【H28】 3,757件 (213件) 【H29】 3,582件 (204件) 【H30】 3,355件 (198件) |